

岩手県告示第318号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定に基づき、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

平成23年4月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	規 格		生産業者		有効期限
			保証成分量	その他の規格	氏名又は名称	住 所	
岩手県第 226号	生石灰	90粉末生石灰	アルカリ分 90.0	—	北上石灰株式会社	秋田県鹿角郡 小坂町小坂字 五十刈7番地 4	平成29年 2月1日
岩手県第 211号	副産石灰肥料	くみあい粒 状てんろ副 産石灰2号	アルカリ分 49.0 く溶性苦土 3.5	—	ミネックス株式会社	岩手県釜石市 大字平田第3 地割46番地3	平成29年 3月18日
岩手県第 194号	消石灰	68%防散消 石灰	アルカリ分 68.0	—	宮城石灰工業 株式会社	宮城県登米市 中田町上沼字 北桜場86番地	平成29年 3月25日